

( 保 険 )

・銀行等による保険商品の販売規制の緩和	87
・損害保険代理店等の役員・使用人の届出の簡素化	88
・生命保険の構成員契約規制の廃止	89
・保険業法に基づく申請・届出の早期電子化	90
・生命保険募集人および損害保険代理店の登録申請の電子化ならびに 行政における登録情報の電子管理	91
・損害保険商品の審査制度・届出制に関する規制の改革	92
・船舶不稼働損失保険の海外付保の自由化	94
・保険会社の子会社、保険持株会社傘下の子会社における業務 範囲の拡大	95
・保険会社の特別勘定の見直し	96
・特別勘定付加対象商品の拡大	97
・保険会社の資産運用に関する規制改革	98
・保険会社本体の行う業務範囲の拡大	99
・保険販売に関する重要事項の書面交付等の電子化	100
・企業分野の保険商品に係る事前届出制のあり方について	101
・従属業務会社への規制の緩和	102
・子会社化に伴う合算株式保有規制の例外の拡大	103
・保険会社の自主再建倒産法制の整備	104
・投資事業組合を通じて保有する株式等の株式保有制限の緩和	105
・保険会社の子会社による確定拠出年金及び確定給付年金に係る経営 管理業の実施	106
・保険会社による保険金信託業務の実施	107
・保険会社の子会社による不動産賃貸業務の業務範囲の明確化	108
・保険会社の子会社等に係る業務の範囲規制の適用対象範囲の見直し	109
・海外に設立する子会社・関連会社の業務範囲の拡大	110
・保険会社本体及び子会社・関連会社で行うことのできる金融関連業と して「SPC法に定める不動産の管理及び処分等に係わる事業もしくは は業務受託」の追加	111
・保険相互会社の分割制度の導入	112
・保険相互会社の基金制度の見直し	113
・業務運営に関する措置の一部緩和	114
・保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為（明確化若しくは関係 法令との整合性）	115
・海外のリミテッドパートナーシップを通じた国内企業株式の間接保有に 関し、保険業法上の保険会社の株式保有制限(10%)の対象からの除外	116

・ 従属業務会社収入依存度規制の海外現地法人への適用除外	117
・ 生命保険募集人に対する登録の申請ならびに変更等の届出等の緩和	118
・ リスク細分型自動車保険における引受要件である「地域区分」の見直し	119
・ 届出制対象種目の拡大	120
・ 乗合要件（生保関係）	121
・ 自己・特定契約規制	122
・ ブローカー業務に関する法律及び関連規則の改正	123

分野	保 険	意見・要望提出者	都銀懇話会、全国地方銀行協会、 第二地方銀行協会、オリックス、 全国信用金庫協会	
項目	銀行等による保険商品の販売規制の緩和			
意見・要望等の 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行等の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しない。</li> <li>・販売可能な商品を制限しない。</li> </ul>			
関係法令	保険業法第 275 条、保険業法施行規則第 211 条から第 211 条の 3	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 13 年 4 月より銀行等による保険商品の販売が解禁されたが、販売可能な商品が住宅ローン関連の長期火災保険、債務返済支援保険及び信用生命保険並びに海外旅行傷害保険に限定されており、信用生命保険については、更に銀行等の子会社、兄弟会社の商品に限定されている。</li> </ul>			
計画等における 規制の状況	<p>規制改革推進 3 か年計画（改定） 【 9（1）】【 2（3）エ 】</p> <p>銀行等による保険商品の販売規制の更なる緩和 銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、平成 15 年度中に結論を得、所要の措置を講ずる。 【保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成 13 年内閣府令第 13 号）】</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置済</li> <li>措置予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置するか否かを含めて検討中</li> <li>具体的措置の検討中</li> </ul>		
(実施(予定)時期：平成 14 年 10 月 1 日)				
(説明)				
<p>「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成 13 年内閣府令第 13 号)により、住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険・信用生命保険、海外旅行傷害保険の販売を解禁。(平成 13 年 4 月 1 日施行)</p> <p>さらに、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃する。(保険業法施行規則の一部改正。平成 14 年 10 月 1 日施行予定)</p> <p>なお、対象商品の更なる拡大については、今後の窓口販売の実施状況をみながら、引き続き検討を行う。</p>				
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室			

分野	保 険	意見・要望提出者	全国地方銀行協会、日本損害保険協会、東京海上火災	
項 目	損害保険代理店等の役員・使用人の届出の簡素化			
意見・要望等の内容	・保険募集を行わせる損害保険代理店等の役員・使用人の住所変更毎の届出は不要とする（代理店で管理することとする）あるいは1年・半期毎等の定例報告へと簡素化する。			
関係法令	保険業法第302条	共管	なし	
制度の概要	・損害保険代理店等はその役員又は使用人に保険募集を行わせようとするときは、その者の氏名及び住所を内閣総理大臣に届けなければならない、また届け出た事項に変更が生じた場合等も同様とする、とされている。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)	<p>損害保険代理店等の役員・使用人の届出については、保険募集に関し代理店等の現在の状態を把握することによって、無登録募集の防止等につながり、代理店等を管理するうえでも効果があるので、保険契約者等の保護や保険募集の公正の確保のためには必要であると考えられる。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室、監督局 保険課			

分野	保 険	意見・要望提出者	全国地方銀行協会、オリックス、東京海上火災保険	
項 目	生命保険の構成員契約規制の廃止			
意見・要望等の内容	・生命保険の構成員契約規制を廃止する。			
関係法令	保険業法第 300 条第 1 項第 9 号、同法施行規則第 234 条第 2 号、平成 10 年大蔵省告示第 238 号	共管	なし	
制度の概要	・企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。			
計画等における規制の状況	規制改革推進 3 か年計画（改定） 【 2（3）エ 】 生命保険の構成員契約規制 行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)	構成員契約規制の在り方については、保険募集のあり方全体の観点から金融審議会等の場において引き続き検討する。			
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室			

分野	保 険	意見・要望提出者	経済団体連合会、日本損害保険協会、東京海上火災	
項目	保険業法に基づく申請・届出の早期電子化			
意見・要望等の内容	・保険業法における各種の申請・届出の電子化（電子認証制度等を用いた電子メールによる申請・届出を認める）を早急を実施する。			
関係法令	保険業法第4条、第123～127条 同施行規則第6条、第83～85条	共管	なし	
制度の概要	・保険業法に基づく各種申請・届出（例：免許申請、定款変更の認可等）は、記名・押印を要する書式で行うこととなっている。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 )	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>「金融庁 申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン」に基づき、申請・届出等のオンライン化を進める。</p>				
担当局課室名	監督局 保険課			

分野	保 険	意見・要望提出者	経済団体連合会、東京海上火災	
項目	生命保険募集人および損害保険代理店の登録申請の電子化ならびに行政における登録情報の電子管理			
意見・要望等の内容	・行政側において代理店登録申請の電子化ならびに、登録情報の電子管理を早急を実施する。			
関係法令	保険業法 276 条	共管	財務省	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険業法第 276 条により、生命保険募集人及び損害保険代理店は、内閣総理大臣に登録申請書を紙で提出し登録を受ける必要がある（全国の損害保険業界の代理店総数は約 50 万件にも及び、1 社あたり数万件に達する企業もある）。</li> <li>・また、顧客から行政に届いた代理店登録に関する照合については、実質的に、行政ではなく各保険会社が調査し、対応している。</li> </ul>			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置済</li> <li>措置予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置するか否かを含めて検討中</li> <li>具体的措置の検討中</li> </ul>		
	(実施(予定)時期：平成 15 年度(＊) )			
(説明)	<p>生命保険募集人および損害保険代理店の登録申請の電子化については、「金融庁申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン」に基づき、申請・届出等のオンライン化を進める(＊)。</p> <p>行政における登録情報の電子管理については、行政の効率化を図るという点もあるため、その実施に向けて検討を進めたい。</p>			
担当局課室名	監督局保険課			

分野	保 険	意見・要望提出者	経済団体連合会、生命保険協会、 日本損害保険協会、E U	
項目	損害保険商品の審査制度・届出制に関する規制の改革			
意見・要望等の 内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 解釈の余地が残らないものにする。</li> <li>2. 迅速な申請を行えるようにする。</li> <li>3. 府令またはガイドラインにおいて、申請手続きに係る規定を定める。</li> <li>4. 保険商品の認可及び届出に係る処分を行う場合には、処分の内容及びその理由を 書面にて提示することを義務付ける。</li> <li>5. 保険業法に規定する「届出」の一定分野について、事前審査権のない届出制を導入する。</li> <li>6. 企業向けの保険商品については普通保険約款を標準化する。</li> </ol>			
関係法令	保険業法第5条 保険業法施行規則第11条、第12条、 保険業法第123条第1項、第2項、第124条、 第125条 保険業法施行規則第246条第13号	共管	なし	
制度の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保険商品認可申請等に対する審査基準は保険業法第5条及び保険業法施行規則 (第11条及び第12条)に定められている。</li> <li>2. 認可申請に係る標準処理期間は90日と定められており(保険業法施行規則第246 条第13号)、届出に係る効力開始は90日と定められている(保険業法第125条)。</li> <li>3. 基礎書類の変更を行う際には認可等が必要とされているが、手続きに係る規定は ない。</li> <li>4. 保険商品の認可を拒否する場合や届出の変更・撤回を求める場合、行政手続法第 8条に基づいてその理由を示す必要がある。</li> <li>5. 保険業法123条2項に規定される「届出」については、行政による事前審査権 が規定されており、実質的に認可制と同様、届出内容を事前に審査し、届出内容 の変更・撤回を命じることができる仕組みとなっている。</li> <li>6. 普通保険約款の変更については、法第123条の基づく認可または届出が必要とな っている。</li> </ol>			
計画等におけ る記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画(改定)</p> <p>【 2(3)エ 】</p> <p>企業分野の保険に係る事前届出制の在り方</p> <p>企業分野の保険商品に係る事前届出制の在り方については、行政当局による商品内容のチェック基準をできる限り明確にする取扱いとし、行政当局に裁量の余地をできる限り残さないものとするなど、保険契約者保護の観点も踏まえつつ、平成13年度中に必要な措置を講ずる。</p> <p>【金融庁事務ガイドライン(平成13年7月6日)】</p> <p>【 2(3)エ 】</p> <p>保険商品の原則届出制への移行</p> <p>平成13年度中に、企業や年金基金に対する保険に加えて、家計向け保険についても、早期の原則届出制への移行に向けて結論を得、所要の措置を講ずるとともに引き続き検討し、結論を得る。</p> <p>【保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成13年内閣府令第66号及び平成14年内閣府令)】</p> <p>【 9(8)】【 2(3)エ 】</p> <p>保険商品審査基準の透明性確保</p> <p>審査基準の透明性の確保を一層図る趣旨から、現在認可申請および届出の際に使用されている「届出内容評価表」や「認可申請内容評価表」について所管官庁と保険会社の間で解釈の相違が生じることのないよう、その項目・記載内容について充実を図る。</p>			

	<p>【 9(8)】【 2(3)エ 】  商品審査期間の短縮  保険商品の審査期間について、認可申請および届出の内容に応じ短期間で審査が可能であるものを類型化し、それらについては現行90日の認可にかかる標準処理期間及び届出にかかる審査期間をそれぞれ60日に短縮し、所要の措置を講ずる。  【金融庁事務ガイドライン】  また、保険商品の審査期間の一層の短縮について、引き続き努力する。  【 9(8)】【 2(3)エ 】  ファイル・アンド・ユース（届出使用制）の導入  市場の変化に応じたタイムリーな保険商品の販売を可能にするとの観点から、保険契約者保護等の面で問題が少ない商品に関しては、届出後直ちに販売が可能となるファイル・アンド・ユース（届出使用制）を導入することについて、検討を開始する。  【 9(8)】【 2(3)エ 】  企業向け保険商品の普通保険約款の自由化  現在、外国における事業活動に伴う損害賠償責任保険等ごく一部についてのみ認められている普通保険約款の自由化について、これを外国又は国際間において使用される他の種類の保険に対しても拡大することについて検討する。</p>																
<p>対応の状況</p>	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済・措置予定 (事項1、2、6)</td> <td style="text-align: center;">検討中 (事項5)</td> <td style="text-align: center;">措置困難</td> <td style="text-align: center;">その他 (事項3、4)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置済(事項1、6)</td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中 (事項5)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置予定(事項2)</td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(実施(予定)時期：)</td> </tr> </table>	措置済・措置予定 (事項1、2、6)	検討中 (事項5)	措置困難	その他 (事項3、4)	措置済(事項1、6)	措置するか否かを含めて検討中 (事項5)			措置予定(事項2)	具体的措置の検討中			(実施(予定)時期：)			
措置済・措置予定 (事項1、2、6)	検討中 (事項5)	措置困難	その他 (事項3、4)														
措置済(事項1、6)	措置するか否かを含めて検討中 (事項5)																
措置予定(事項2)	具体的措置の検討中																
(実施(予定)時期：)																	
<p>(説明)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成13年7月の事務ガイドラインの改正により、商品内容のチェック基準の明確化の措置を行ったが、なお一層の審査基準の透明性確保のため、総合規制改革会議答申を踏まえてさらに検討。</li> <li>2. 定型化された簡易な商品等に係る認可申請及び届出について、これらの標準処理期間・審査期間を原則として90日から60日に短縮した。(事務ガイドラインの改正、14年3月25日)</li> <li>3. 申請に先立っての担当官向けの事前説明等、商品認可申請等について特に手続は必要としない。</li> <li>4. 行政機関が認可等を拒否する場合には、行政手続法第8条に基づいて理由を示さなければならず、処分が書面でなされるときは理由も書面によりなされることとされている。</li> <li>5. ファイル・アンド・ユースの導入については、金融審議会第2部会中間報告(平成13年6月26日)における「保険契約者保護等の面で問題が少ない商品については、ファイル・アンド・ユース(届出使用制)の導入について検討を開始することが適当である」との指摘を踏まえ、商品販売後に何らかの問題が生じたときの是正措置のあり方などについて十分留意しつつ検討を行う。</li> <li>6. 普通保険約款の自由化については、総合規制改革会議答申を踏まえて拡大を行った。(平成14年3月25日事務ガイドライン改正)</li> </ol>																
<p>担当局課室名</p>	<p>監督局 保険課 審査室、総務企画局 信用課</p>																

分野	保 険	意見・要望提出者	日本船主協会
項 目	船舶不稼働損失保険の海外付保の自由化		
意見・要望等の内容	・船体保険と不稼働損失保険を一体で付保する場合は、安いコストでの付保が可能であるが、不稼働損失保険については海外付保ができないため、船体保険の海外付保のメリットがほとんど生かされていない。このため日本籍船の不稼働損失保険についても、海外付保を自由化するべきである。		
関係法令	保険業法第186条 同施行令第19条 同施行規則第116条	共管	なし
制度の概要	・1996年4月より、日本国籍の船体保険は海外付保が認められたが、不稼働損失保険は海外付保が認められていない。		
計画等における規制の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定  〔 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： )	検討中  〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ( )	措置困難 その他
(説明)  船体保険については海外付保を認めた措置は、ウルグアイ・ラウンド金融サービス交渉の議論を踏まえて各国間で合意された「WTO(マラケシュ)協定」に基づいて例外的に措置されたものである。 その際、不稼働損失保険については、各国間で議論が行われておらず、我が国のみで措置を講じることは困難と考える。			
担当局課室名	監督局 保険課		

分野	保 険	意見・要望提出者	関西経済団体連合会、生命保険協会、損害保険協会、東京海上、リース事業協会	
項目	保険会社の子会社、保険持株会社傘下の子会社における業務範囲の拡大			
意見・要望等の内容	・業務範囲の拡大（リース業務の範囲の拡大、投資信託販売支援業務、不動産投資顧問業務、保険業に係る業務の代理・事務の代行を行う子会社による他の金融関連業務の兼営）			
関係法令	保険業法第106条、同施行規則第56条の2、金融庁事務ガイドライン1-4-1(1)	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険会社の子会社の業務範囲等に関し、リース会社の業務範囲がいわゆるファイナンスリースに限定されている。</li> <li>・保険会社の子会社である保険代理店に対して投資信託販売支援業務の委託を行うことができない。</li> <li>・保険会社の子会社が行うことができる業務に不動産投資顧問業が認められていない。</li> <li>・他の保険業に係る業務の代理・事務の代行（保険募集等を除く。）を営む会社は、原則他の金融関連業務との兼営ができない等の業務範囲が制限されている</li> </ul>			
計画等における規制の状況	<p>規制改革推進3か年計画（改定） 【 2(3)エ 】</p> <p>保険会社の子会社の業務範囲及び保険持株会社の子会社の承認を受けずに行う業務の範囲については、以下の業務を加えることについて、保険会社グループ全体としてのリスク管理、他業禁止の今日的意義、グループ全体の経営効率化等に留意しつつ、検討を行い、平成13年度末までに結論を得、所要の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 投資信託販売支援業務</li> <li>b リース業務（範囲拡大）</li> <li>c 緊急アシスタント業務</li> </ul> <p>【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令）及び金融庁事務ガイドライン】</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置済</li> <li>措置予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置するか否かを含めて検討中</li> <li>具体的措置の検討中</li> </ul>		
	(実施(予定)時期：平成14年4月1日及び4日)			
(説明)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険会社の子会社対象会社が行うリース業務の範囲については、リース業務を行う子会社の業務範囲の拡大については、リース業務と保険業との親近性に鑑み、主としていわゆるファイナンス・リース業務を行っていることを条件に、他のリース業務も行い得ることとした。</li> <li>・投資信託販売支援業務については、子会社等である保険代理店においてもその他の保険代理店と同様に言い得ることとした。</li> <li>・緊急アシスタント業務については、現行法令の解釈により行える業務であることを明確化した。</li> <li>・不動産投資顧問業については、本業との親近性が薄いことから措置困難。</li> <li>・他の保険業に係る業務の代理・事務の代行を営む会社が他の金融関連業務を行うことについては、保険会社に対する他業制限の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点から措置困難。</li> </ul>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室、監督局 保険課			

分野	保 険	意見・要望提出者	関西経済団体連合会、日本労働組合総連合会、生命保険協会	
項 目	保険会社の特別勘定の見直し			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険会社の経営破綻時の特別勘定の保全を認める。</li> <li>・ 特別勘定への有価証券での保険料の拠出を認める。</li> <li>・ 特別勘定への直接資金投入を認める。</li> <li>・ 特別勘定解約時の現物移管を認める。</li> </ul>			
関係法令	保険業法第 97 条、第 118 条等	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険会社が経営破綻した場合、一般勘定、特別勘定とも同等に取り扱われる。</li> <li>・ 一般勘定、特別勘定とも、有価証券での保険料の拠出については、現行法令上不可とされている。</li> <li>・ 特別勘定への資金を投入する際は、一般勘定を経由することとなっている。</li> <li>・ 特別勘定を解約する際には株・債権の現物資産を現金化して移管しなければならない。</li> </ul>			
計画等における規制の状況	<p>規制改革推進 3 か年計画（改定） 【 9（6）】【 2（3）エ 】 保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全 特別勘定で運用される資産については、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした保険関係請求権への特別先取特権の付与等について検討を開始する。</p> <p>【 9（6）】【 2（3）エ 】 特別勘定に関する現物資産による保険料受入れ及び移受管の実施 特別勘定において保険料の受入れ及び移受管を現物資産で行うことについて検討を開始する。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置済</li> <li>措置予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置するか否かを含めて検討中</li> <li>具体的措置の検討中</li> </ul>		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)	<p>金融審議会第二部会中間報告（平成 13 年 6 月 26 日）における「内部的な管理の徹底や第三者への対抗要件の具備、受託者責任の明確化等、リスク遮断の厳格化のための措置を講じた上で、このような措置が講じられた特別勘定で経理される資産に対する特別先取特権を付与することについて、検討を進めるべきである。」との趣旨を踏まえ多面的な検討を行っている。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室			

分野	保 険	意見・要望提出者	関西経済団体連合会、生命保険協会	
項目	特別勘定付加対象商品の拡大			
意見・要望等の内容	特別勘定を付加できる契約を他の保険商品（例えば、適格退職年金契約以外の新企業年金保険や拠出型企業年金保険）にも拡大できるようにする。			
関係法令	保険業法第 118 条 同施行規則第 74 条	共管	なし	
制度の概要	現行では、保険業法施行規則第 74 条により、特別勘定を付加できる契約として、 変額保険 新企業年金保険（適格退職年金契約） 厚生年金基金保険 国民年金基金保険 に限られている。			
計画等における規制の状況	規制改革推進 3 か年計画（改定） 【 9（6）】【 2（3）エ 】 特別勘定付加対象商品の拡大 特別勘定を付加できる保険商品を拡大すべく法令上の措置を行う。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令（平成 14 年内閣府令第 17 号）】			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[ 措置済 措置予定 ]	[ 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ]		
	(実施(予定)時期：平成 14 年 4 月 )			
(説明)	特別勘定を付加できる契約については、平成 14 年 3 月に保険業法施行規則を改正し、確定給付企業年金保険等への拡大を図った。			
担当局課室名	監督局 保険課 審査室			

分野	保 険	意見・要望提出者	関西経済団体連合会、生命保険協会	
項目	保険会社の資産運用に関する規制改革			
意見・要望等の内容	・ 保険会社の資産別運用比率制限を撤廃する。			
関係法令	保険業法第 97 条 同施行規則第 48 条	共管	なし	
制度の概要	・ 保険会社は資産毎に総資産に対する運用比率が定められている。			
計画等における規制の状況	規制改革推進 3 か年計画（改定） 【 2（3）エ 】 保険会社の資産別運用比率規制の廃止 保険会社の資産別運用比率規制については、ソルベンシーマージン（支払余力）比率の適正化などポートフォリオ全体のリスク管理を踏まえた代替する監督手法の構築を図り、平成 14 年度末までに廃止を視野に入れて見直し、所要の措置を講ずる。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[ 措置済 措置予定 ]	[ 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ]		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)	金融審議会第二部会中間報告（平成 13 年 6 月 26 日）における「ALMの充実など保険会社自身のリスク管理能力の向上や財務面での監督手法の充実等の状況に応じ、これを見直していくことが適当である。」との趣旨を踏まえて引き続き検討を行っている。			
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室、監督局 保険課			

分野	保 険	意見・要望提出者	関西経済団体連合会、日本損害 保険協会、生命保険協会	
項 目	保険会社本体の行う業務範囲の拡大			
意見・要望等の 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本体が幅広い信託業務を行えるよう保険業法上の業務範囲を見直す。</li> <li>・ 介護・福祉関連業務を認める。</li> <li>・ 他の金融機関の業務の代理や事務の代行を行うことを認める。</li> <li>・ 収納代行業務を行うことを認める。</li> <li>・ 資産運用・ファイナンス等に係る助言業務を行うことを認める。</li> <li>・ 両替業務を認める。</li> </ul>			
関係法令	保険業法第 98 条	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、保険会社には保険金信託以外の幅広い信託業務、介護・福祉関連業務、他の金融機関の業務の代理や事務の代行、収納代行業務、顧客の金融資産に対する運用アドバイス業務及び両替業務を行うことはできない。</li> </ul>			
計画等における 規制の状況	規制改革推進 3 か年計画（改定） <b>【 2（3）エ 】</b> 銀行・保険会社本体の業務範囲の見直し 銀行業務又は保険業務と密接な関係を有し、経営効率を高めると思われる業務（銀行・保険会社の資産運用・ファイナンスに関する助言など）を銀行又は保険会社本体で行うことについて、所要の措置を講ずる。 <b>【金融庁事務ガイドライン】</b>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(実施(予定)時期：平成 14 年 4 月 4 日)				
(説明)				
銀行業、保険業の「その他付随業務」の範囲については、本業との機能的な親近性、リスクの同質性、利用者利便、余剰能力（エクセス・キャパシティ）の活用等の観点から、事務ガイドラインにおいて付随業務に該当するかどうかの判断基準を提示することにより、いわゆるノー・アクションレターの活用を促す。				
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室、監督局 保険課			

分野	保 険	意見・要望提出者	関西経済団体連合会	
項目	保険販売に関する重要事項の書面交付等の電子化			
意見・要望等の内容	・重要事項に関する説明を電子的手段で可能なことを明確化するとともに、電子承認制度の活用により顧客に本人の確認を行えることとすべきである。			
関係法令	保険業法第100条の2、保険業法施行規則第53条第1項第6号	共管	なし	
制度の概要	・生命保険募集人又は損害保険募集人が、重要事項について書面の交付もしくはその他の「適切」な方法により説明することが求められているが、現状では、電子的手段（E-mail等）による説明が「適切」が否かが不明確である。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)	<p>保険業法施行規則第53条第1項第6号は、保険会社に対して「保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者及び被保険者に対し、保険契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他の適切な方法により説明を行うことを確保するための措置を講ずること」を求めている規定である。したがって、この規定の趣旨に合致する限りにおいては、説明手段について特段の制約を設けるものではないと考えられる。</p>			
担当局課室名	監督局 保険課、総務企画局 信用課			

分野	保 険	意見・要望提出者	日本労働組合連合会、東京海上火災	
項目	企業分野の保険商品に係る事前届出制のあり方について			
意見・要望等の内容	・企業分野の保険商品に係る事前届出制のあり方については、届出制移行の趣旨ならびに行政手続法の規定を十分に踏まえ、行政等の裁量の余地を残さないことが肝要であり、届出前の商品審査の廃止も含めた検討を行うべきである。			
関係法令	保険業法第5条 保険業法施行規則第11条、第12条	共管	なし	
制度の概要	・保険商品認可申請等に対する審査基準は保険業法第5条及び保険業法施行規則(第11条および第12条)に定められている。			
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画(改定) 【 2(3)エ 】 企業分野の保険に係る事前届出制の在り方</p> <p>企業分野の保険商品に係る事前届出制の在り方については、行政当局による商品内容のチェック基準をできる限り明確にする取扱いとし、行政当局に裁量の余地をできる限り残さないものとするなど、保険契約者保護の観点も踏まえつつ、平成13年度中に必要な措置を講ずる。</p> <p>【金融庁事務ガイドライン(平成13年7月6日)】 【 9(8)】【 2(3)エ 】 審査基準の透明性の確保</p> <p>審査基準の透明性の確保を一層図る趣旨から、現在認可申請および届出の際に使用されている「届出内容評価表」や「認可申請内容評価表」について所管官庁と保険会社の間で解釈の相違が生じることのないよう、その項目・記載内容について充実を図る。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期： )</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
(説明)	<p>平成13年7月の事務ガイドラインの改正により、商品内容のチェック基準の明確化の措置を行ったが、なお一層の審査基準の透明性確保のため、総合規制改革会議答申を踏まえてさらに検討。</p> <p>なお、届出提出前に審査をすることはない。</p>			
担当局課室名	監督局 保険課 審査室			

分野	保 険	意見・要望提出者	生命保険協会
項 目	従属業務会社への規制の緩和		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従属業務子会社への全額出資規制を緩和する</li> <li>・従属業務子会社の収入依存度規制を独占禁止法の規制比率である 50% に一本化して整合を図る。</li> </ul>		
関係法令	金融庁事務ガイドライン 1 - 4 - 1 ( 1 ) 平成 10 年金融庁・大蔵省告示第 5 0 号	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従属業務会社に、全額出資規制が課せられている。</li> <li>・従属業務子会社に収入依存度規制（保険業法（90%）と公取委（50%）と異なる）が課されている。</li> </ul>		
計画等における規制の状況	<p>規制改革推進 3 か年計画（改定） 【 2 ( 3 ) エ 22 】 子会社経営の効率化の観点から、銀行法又は保険業法の体系における銀行又は保険会社の従属子会社の収入依存度規制を緩和する方向で検討し、結論を得、所要の措置を講ずる。 【平成 14 年金融庁告示】</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置済</li> <li>措置予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置するか否かを含めて検討中</li> <li>具体的措置の検討中</li> </ul>	
(実施(予定)時期：平成 14 年 4 月 1 日、4 日)			
(説明)			
<p>「保険業法第百六条第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件」(平成 14 年 3 月金融庁告示第 38 号、平成 14 年 3 月 29 日公布)により、収入依存度規制を緩和するとともに、事務ガイドラインの改正(平成 14 年 4 月 4 日改正)により、保険会社の従属業務子会社(不動産投資会社を除く。)に対する全額出資規制を廃止した。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室、監督局 保険課		

分野	保 険	意見・要望提出者	生命保険協会	
項 目	子会社化に伴う合算株式保有規制の例外の拡大			
意見・要望等の内容	・ 保険会社が金融関連業務会社（従属業務会社との兼営が認められた場合は、兼営会社も含む。）を子会社化した場合も、合算株式保有規制の例外を認める。			
関係法令	保険業法第107条第4項、同施行規則第58条の4第1項	共管	なし	
制度の概要	・ 保険会社が他の会社を子会社化した場合の合算株式保有規制の例外が、銀行、保険会社等を子会社化した場合に限定されている。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[ 措置済 措置予定 ]	[ 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ]		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)	<p>合算株式保有規制の例外の拡大については、例外を設ける趣旨が、保険会社が多様な金融業務を展開することを目指してその組織形態を変更する場合に特に認められたものであり、例外の範囲を金融業務を営まない会社にまで拡大することは不適當。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室、監督局 保険課			

分野	保 険	意見・要望提出者	生命保険協会	
項 目	保険会社の自主再建倒産法制の整備			
意見・要望等の内容	・民事再生法における一般優先債権の特例等の創設、更生特例法における管財人選任の特例等の創設により、管財人を選任しない倒産手続（DIP型手続）の導入、倒産手続の更なる簡素化を図るための倒産法制の整備を図る。			
関係法令	金融機関等の更生手続の特例に関する法律	共管	なし	
制度の概要	・保険会社の破綻処理においては、業法手続、更生手続があり、また民事再生法も保険会社に適用されるが、再生手続は、一般先取特権を有する債権者は再生手続によらずに随時弁済が行われるため権利縮減の対象外となる等により活用できない。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[ 措置済 措置予定 ]	[ 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ]		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)	保険金請求権等に一般先取特権が付与された趣旨や、更生特例法の目的に照らして整備は措置困難。			
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室			

分野	保 険	意見・要望提出者	生命保険協会
項目	投資事業組合を通じて保有する株式等の株式保有制限の緩和		
意見・要望等の内容	・民法上の投資事業組合を通じて保有する株式等を株式保有制限の対象外とする。		
関係法令	保険業法第107条 独占禁止法第11条	共管	なし
制度の概要	・中小企業等投資事業有限責任組合法に基づく有限責任組合を通じての株式保有は、株式保有制限の対象外となっているが、実態が変わらない民法第667条に基づく投資事業組合は株式保有制限の対象となっている。		
計画等における規制の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	〔 措置済 措置予定	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期：平成14年4月1日)		
(説明)	<p>保険会社が、民法組合の非業務執行組合員となり、当該組合の保有する株式等に係る議決権の行使又は指図ができない場合であれば、議決権を実質的に保有しているとは認められないことから、民法第667条に基づく投資事業組合については、株式保有制限の対象外とした。【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第17号）】</p>		
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室		

分野	保 険	意見・要望提出者	生命保険協会	
項 目	保険会社の子会社による確定拠出年金及び確定給付年金に係る経営管理業の実施			
意見・要望等の内容	・ 確定拠出年金法における運営管理業について、生命保険会社の子会社においても担えることを明確化する。また、確定給付年金法に基づく企業年金の制度管理業務についても、同様に明確化する。			
関係法令	保険業法第106条、同施行規則第56条の2、第210条の7（確定拠出年金法第2条第7項）	共管	なし	
制度の概要	・ 保険会社及び保険持株会社の子会社が行うことのできる業務として、確定拠出年金及び確定給付年金に係る運営管理業務が明確に規定されていない。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：平成13年10月1日)			
(説明)	<p>子会社の業務範囲に確定拠出年金に係る運営管理業務を追加した。【銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成13年内閣府令第80号）】</p> <p>確定給付年金に係る制度管理業務については、他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点から検討を行っている。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室			

分野	保 険	意見・要望提出者	生命保険協会	
項 目	保険会社による保険金信託業務の実施			
意見・要望等の内容	・生命保険会社が保険金信託業務を行うことができるよう、保険業法に規定されている保険金信託実施のための政令等の整備を行う。			
関係法令	保険業法第99条	共管	なし	
制度の概要	・生命保険会社が保険金信託業務を行うことは法律上可能だが、政省令委任規定がないため詳細が明らかでない。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[ 措置済 措置予定 ]	[ 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ]		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)	現実のニーズに基づき認可申請がなされれば、現行法令において認可することは可能であり規制は行っていない。			
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室			

分野	保 険	意見・要望提出者	生命保険協会	
項 目	保険会社の子会社による不動産賃貸業務の業務範囲明確化			
意見・要望等の内容	・保険会社及び持株会社の「自らを子会社とする保険会社のために行う資産運用業務」を行う子会社が不動産賃貸業務を行い得ることを明確化する。			
関係法令	保険業法106条、第271条の6、同施行規則第56条の2、第210条の7	共管	なし	
制度の概要	・保険会社及び保険持株会社傘下の子会社が行い得る不動産賃貸業務の内容が明確でない。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[ 措置済 措置予定 ]	[ 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ]		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)	<p>保険会社の子会社が、自らを子会社とする保険会社のために行う投資業務の一環として、不動産を自ら取得し賃貸業務を行うことは、保険会社のリスク管理上の観点から適切ではないと考える。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室			

分野	保 険	意見・要望提出者	生命保険協会、日本損害保険業協会	
項目	保険会社の子会社等に係る業務の範囲規制の適用対象範囲の見直し			
意見・要望等の内容	・本件については、すでに要望として取り上げられているが、業務範囲規制の適用対象は、保険業法上の子会社・子法人までとし、関連会社は規制対象から除外する方向で、早期前倒しして結論を出すこと。			
関係法令	事務ガイドライン 1 4 1	共管	なし	
制度の概要	・保険会社の子会社等には業務範囲規制が課されているが、同規制の適用対象は、事務ガイドラインで保険業法上の子会社、子法人等、関連法人等とされている。			
計画等における規制の状況	規制改革推進 3 か年計画（改定） 【 2エ 】 業務範囲規制の適用対象範囲の見直し 保険会社の子会社等の業務範囲規制の適用対象から関連法人等を外し、保険業法上の子会社と子法人等に限定することについて引き続き検討を行い、平成 14 年度末までに結論を得る。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[ 措置済 措置予定 ]	[ 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ]		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)	<p>保険業法の規制の根本が財務の健全性確保であることに鑑み、財務のディスクロージャーにより市場規律の働く範囲と監督当局の規制対象とを統合的にし、財務諸表において連結対象となる子法人等及び関連法人等に他業禁止の観点から業務範囲規制を課すことが必要であるとの考え方にに基づき、平成 11 年 3 月 31 日付事務ガイドラインに規定されたものである。</p> <p>保険会社の子会社等に係る業務の範囲規制の適用対象範囲の見直しについては、グループ全体としてのリスク管理という観点から実質概念を取り入れた趣旨、保険業法上の他業禁止の観点から、慎重な検討を要する。</p>			
担当局課室名	監督局 保険課			

分野	保 険	意見・要望提出者	日本損害保険協会	
項 目	海外に設立する子会社・関連会社の業務範囲の拡大			
意見・要望等の内容	・海外に設立する子会社・関連会社について、保険業法施行規則第56条の2に規定されている業務に加え、「当該国の法制に基づき当該国の保険会社及びその子会社が行うことが認められている業務」を営むことを認めていただきたい。			
関係法令	保険業法第106条、同法施行規則第56条、第56条の2、事務ガイドライン143	共管	なし	
制度の概要	・日本の保険会社が海外に設立する子会社・関連会社の業務範囲については、当該国の法制にかかわらず、保険業、銀行業、証券業、従属業務、金融関連業務、新たな事業分野を開拓する業務及び持株会社に限定されている。なお、従属業務以下については省令にて業務内容が列挙されている。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[ 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： )	[ 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明)	<p>他業に起因する異種のリスクについては、国内と海外とで違いはなく、他業禁止の観点から海外子会社等についても業務範囲規制を課すことが必要であるとの考え方に基づくものであり措置困難。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室、監督局 保険課			

分野	保 険	意見・要望提出者	生命保険協会、	
項 目	保険会社本体及び子会社・関連会社で行うことのできる金融関連業として「SPC 法に定める不動産の管理及び処分等に係わる事業もしくは業務受託」の追加			
意見・要望等の内容	・保険会社本体及び子会社・関連会社が金融関連業務として、SPC 法に定める不動産の管理及び処分等に係わる事業(業務受託)を手掛けられるようにする。			
関係法令	資産の流動化に関する法律第 144 条、147 条、保険業法第 99 条、同施行規則第 56 条の 2	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産の証券化スキームにおいて、SPC が不動産の管理及び処分等に係わる業務を委託する場合、委託先が宅建業者に限られている。</li> <li>・また、保険業法では、不動産の管理及び処分等に係わる事業は認められていない。</li> </ul>			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置済</li> <li>措置予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置するか否かを含めて検討中</li> <li>具体的措置の検討中</li> </ul>		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)	<p>不動産の管理及び処分等に係わる事業(業務受託)については、その専門性の観点から宅建業免許を保有しているものが行うことが望ましく、また、保険業法上の観点からも、保険業に付随し又は関連する業務の範囲を逸脱しており、保険会社の金融関連業務として位置付けることは困難である。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室、企画課			

分野	保 険	意見・要望提出者	生命保険協会	
項目	保険相互会社の分割制度の導入			
意見・要望等の内容	・ 保険相互会社に会社分割法制を導入すべく、所要の措置を講じる。			
関係法令	該当なし	共管	なし	
制度の概要	・ 保険相互会社は、株式会社と同様に分割することができない。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[ 措置済 措置予定 ]	[ 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ]		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)	<p>相互会社の理念に照らして分割制度を導入することが適当か、また、会社分割の際にも株式会社化と同様に社員の寄与分の計算・精算等膨大なコストの発生が見込まれる中で実際の利用可能性があるか、など問題点が多く措置困難。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室			

分野	保 険	意見・要望提出者	生命保険協会	
項 目	保険相互会社の基金制度の見直し			
意見・要望等の内容	・保険相互会社の基金に関し、授權資本に準じた概念の導入（調達時期、調達額の決定に係る柔軟性の向上）、流通性の拡大のために必要な手当てを行う。			
関係法令	保険業法第22条、第55条、第60条	共管	なし	
制度の概要	・保険相互会社に認められている基金については、現行では定款変更により基金の総額の増額・新たな募集が可能であるが、定款変更は総代会での決議を要し、かつ、株式会社における授權資本の概念が取り入れられていないため、調達時期等において自由度が極めて限定されている。また、基金の償却方法については、監督当局の認可事項となっている。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[ 措置済 措置予定 ]	[ 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ]		
	(実施(予定)時期：平成14年3月25日)			
(説明)	<p>事務ガイドラインを改正し、基金調達の時期を総代会決議において定めた時期とする等、基金の調達手続の弾力化を行った。</p> <p>なお、基金の流通性の拡大については、現行においてもSPCを活用して証券化することで対応可能となっている。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課、監督局 保険課			

分野	保 険	意見・要望提出者	日本損害保険協会	
項 目	業務運営に関する措置の一部緩和			
意見・要望等の内容	・ 契約の当事者でない被保険者に対する説明義務を削除する。			
関係法令	保険業法施行規則第53条第1項第6号	共管	なし	
制度の概要	・ 契約締結時に特定できる被保険者に対しては重要事項を説明するための適切な方策を講じる。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[ 措置済 措置予定 ]	[ 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ]		
	(実施(予定)時期： )			
<p>(説明)</p> <p>保険業法施行規則第53条第1項第6号は、契約者と被保険者が相違する場合において、被保険者が契約内容を承知しないまま契約が締結されることにより不測の被害を被ることがないように、契約者だけでなく被保険者に対しても、保険契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他の適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置を保険会社に講じさせるために設けられた規定である。</p> <p>したがって、保険契約者及び被保険者保護の観点からも被保険者に対する説明義務を削除することは適当でない。</p>				
担当局課室名	監督局保険課			

分野	保 険	意見・要望提出者	日本損害保険協会、東京海上火災	
項目	保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為（明確化若しくは関係法令との整合性）			
意見・要望等の内容	・保険料自由化を踏まえ、規制が重なる部分がある消契約・景表法・独禁法等の業態横断の関係法令との整合性を確保するべきでないか。保険契約（募集）の特性によって保険業法において規制する必要がある場合にはその要件を明確化するべきでないか。			
関係法令	保険業法第300条第1項各号	共管	なし	
制度の概要	・保険募集における禁止行為として、保険料の割引割戻し、特別利益の提供、比較広告、虚偽の告知、重要な事項の不告知、断定的判断の提供等が規定。			
計画等における規制の状況	<p>規制改革推進3か年計画（改定） 【 9（9）】【 2（3）エ21】</p> <p>保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為についての明確化</p> <p>保険業法および同施行規則に規定されている保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為の構成要件を明確にすることにより、保険会社や保険募集人等の活動への萎縮効果の防止および消費者の利便性の向上並びに保険契約者保護を図る観点から、特別利益の提供の禁止や保険契約内容等についての比較広告規制等については、</p> <p>）これまでの事例において蓄積された禁止行為の該当基準について事務ガイドラインの記載をより一層充実させる。</p> <p>）今後ノーアクションレター制度の活用等により積み重ねられた事例について適宜事務ガイドラインに例示として追記する。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
(実施(予定)時期：平成14年度)				
(説明)				
<p>保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為について、これまでの事例において蓄積された該当基準について事務ガイドラインの記載をより一層充実させるなどの措置を行う。</p>				
担当局課室名	監督局保険課、総務企画局信用課			

分野	保 険	意見・要望提出者	日本損害保険協会	
項 目	海外のリミテッドパートナーシップを通じた国内企業株式の間接保有に関し、保険業法上の保険会社の株式保有制限(10%)の対象からの除外			
意見・要望等の内容	・海外のリミテッドパートナーシップを通じた国内企業株式の間接保有に関し、保険業法上の株式保有制限(10%)の対象から除外する。			
関係法令	保険業法第 107 条	共管	なし	
制度の概要	・子会社、関連会社を通じた実質的な他業の兼営を防止し、保険会社の財務の健全性を図ること等を目的として、保険会社が国内企業の発行済株式の 10%以上を保有することを禁止する規定を置いている。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[ 措置済 措置予定 ]	[ 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ]		
	(実施(予定)時期：平成 14 年 4 月 1 日)			
(説明)	<p>保険会社が議決権を行使し、又は指図することができないと認められるものについて、個別に承認を行うことにより、保有議決権から除外することができるようにした。【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令（平成 14 年内閣府令第 17 号）】</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室			

分野	保 険	意見・要望提出者	日本損害保険協会	
項目	従属業務会社収入依存度規制の海外現地法人への適用除外			
意見・要望等の内容	・海外現地法人については、収入依存度規制の適用除外とする。			
関係法令	保険業法第 106 条、事務ガイドライン 1 4 3	共管	なし	
制度の概要	・海外子会社も国内会社と同様、収入依存度規制の対象となる。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)	<p>他業に起因する異種のリスクについては、国内と海外とで違いはなく、他業禁止の観点から海外子会社等についても業務範囲規制を課すことが必要であるとの考え方に基づくものであり措置困難。</p>			
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室、監督局 保険課			

分野	保 険	意見・要望提出者	オリックス、東京海上火災	
項 目	生命保険募集人に対する登録の申請ならびに変更等の届出等の緩和			
意見・要望等の内容	・大規模法人代理店に対応した登録の申請・変更等の届出方法の簡素化措置の実施を要望する。			
関係法令	保険業法第276条、第277条、第280条 事務ガイドライン2-3（生命保険募集人の登録事務）	共管	なし	
制度の概要	・生命保険募集人には所属する事務所の名称及び所在地の登録が義務付けられており、所属する事務所を変更した場合も変更等の届出等が義務付けられている。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)	<p>生命保険募集人の登録については、過去において、生命保険募集に関し適格性を満たさない者が登録の不要な募集主体として用いられる等の弊害が生じたため、全ての生命保険募集人が登録の対象となったものである。また、届出については、生命保険募集人の現在の状態を把握することによって、募集人を管理するうえでも効果がある。</p> <p>一定の登録拒否要件及び内閣総理大臣による登録取消権限などの監督権限は、保険契約者等の保護や保険募集の公正の確保のために必要であると考えられる。</p>			
担当局課室名	監督局保険課、総務企画局信用課			

分野	保 険	意見・要望提出者	東京海上火災	
項 目	リスク細分型自動車保険における引受要件である「地域区分」の見直し			
意見・要望等の内容	・「地域区分」に係る規定の見直し			
関係法令	保険業法施行規則第12条第4号(別表)	共管	なし	
制度の概要	・保険業法施行規則において、リスク細分型自動車保険に係るリスク区分についての規定があり、その中に地域を区分する際の規定がある。			
計画等における記載の状況	規制改革推進3か年計画(改定) 【 2(3)エ 】 リスク細分型自動車保険の地域区分の撤廃 リスク細分型自動車保険の販売による自動車事故の被害者救済に与える影響を勘案しつつ、速やかにリスク細分型自動車保険の地域区分を撤廃することについて引き続き検討し、結論を得る。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[ 措置済 措置予定 ]	[ 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ]		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)	地域区分に係る規制を緩和する場合の具体的な規制緩和の在り方について、自動車事故の被害者救済に与える影響等を踏まえつつ検討中。			
担当局課室名	監督局 保険課 審査室			

分野	保 険	意見・要望提出者	東京海上火災
項 目	届出制対象種目の拡大		
意見・要望等の内容	・企業向けの自動車保険について、契約台数10台未満の契約についても業法に規定する「届出」の対象とする。		
関係法令	保険業法第123条、第125条 保険業法施行規則第83条第3号又、ル	共管	なし
制度の概要	・平成13年7月、届出制の拡大が行われたが、自動車保険については対象が10台以上の契約に限定されており、10台未満の契約は認可制の対象としている。		
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画（改定） 【 2（3）エ 】 保険商品の原則届出制への移行 平成13年度中に、企業や年金基金に対する保険に加えて、家計向け保険についても、早期の原則届出制への移行に向けて結論を得、所要の措置を講ずるとともに引き続き検討し、結論を得る。 【保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成13年内閣府令第66号及び平成14年内閣府令）】</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
	(実施(予定)時期： )		
<p>(説明)</p> <p>平成13年7月の保険業法施行規則の改正により、届出制の対象を拡大し、企業向け商品については、原則届出制に移行している。さらに、「規制改革推進3か年計画」等を踏まえ、家計向け保険も含めて保険契約者保護等の観点から問題の少ないものについて届出制に移行した。（保険業法施行規則の改正、14年4月1日）</p> <p>自動車保険には、付保台数10台を境にフリート契約とノンフリート契約という異なる料率体系がある。これは、企業向けかどうかの基準ではないが、フリート契約（10台以上の契約）を行うのは主として事業者であると考えられるとともに、契約者の属性で区分するのではなく、現行の料率体系との整合性を図ることでより明確で合理的な整理ができると考えられたため、フリート契約の基準である10台以上の契約について届出対象としているもの。なお、販売用自動車等の取扱いを業とする事業者の契約については台数制限を設けておらず、全て届出対象としている。</p>			
担当局課室名	監督局 保険課 審査室		

分野	保 険	意見・要望提出者	東京海上火災、信金中央金庫	
項 目	乗合要件（生保関係）			
意見・要望等の内容	・生命保険法人募集代理店の乗合要件の撤廃			
関係法令	保険業法第282条第3項、保険業法施行令第40条、告示第228号	共管	なし	
制度の概要	・代理店が複数の保険会社と委託契約を締結する（乗合代理店となる）場合には、一定の要件を充足しなければならない。具体的には、2名以上の募集人がおり、かつ、そのうちの1名以上が専門課程を取得していなければならない（但し、クロス特例は1名）。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	[ 措置済 措置予定 ]	[ 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ]		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)	<p>生命保険募集人は原則一社専属制となっている。一社専属制の果たすべき役割については、保険契約者等の保護を図るとい趣旨を踏まえつつ、保険募集のあり方全体の観点から引き続き慎重に検討する必要がある。</p>			
担当局課室名	監督局保険課、総務企画局信用課			

分野	保 険	意見・要望提出者	東京海上火災	
項 目	自己・特定契約規制			
意見・要望等の内容	・規制を撤廃する。			
関係法令	保険業法第300条第1項第5号、保険業法施行規則第234条第1項、告示第238号事務ガイドライン2-2-(3)	共管	なし	
制度の概要	・生命保険会社は、法人である生命保険募集人及び保険仲立人に対し、自己又は密接な関係を有する法人を契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じる必要がある。			
計画等における規制の状況	「該当なし」			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期： )			
(説明)	<p>実質的な募集行為を伴わない自己・特定契約に対して募集手数料を支払うことについては、実質的に保険契約者に対して保険料の割引等特別の利益の提供となるおそれがある。</p> <p>こうした行為は、保険契約者間の公平性を害することとなるほか、不公正な競争手段による保険募集の結果、保険業の健全な発展が阻害されるおそれがあるため、規制を撤廃することは困難である。</p>			
担当局課室名	監督局保険課、総務企画局信用課			

分野	保 険	意見・要望提出者	E U
項 目	ブローカー業務に関する法律及び関連規則の改正		
意見・要望等の内容	<p>・ブローカーが代理店と一緒に活動し、正規な活動の一部として保険料を撤収することを可能にすべく、ブローカー業務に関する法律および関連規則を改正する。ブローカーは個人よりも、産業や経験豊かな企業の立場にたつということを念頭において、保険会社を経由せずにブローカーが直接金融庁に特別あつらえの保険商品を届け出ることを認める。</p>		
関係法令	保険業法施行規則第 230 条	共管	なし
制度の概要	<p>保険仲立人（ブローカー）は保険契約の媒介を行うことができるが、保険料の徴収等、他の損害保険代理店や保険会社が行える業務が認められていない。</p>		
計画等における規制の状況	「該当なし」		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
	(実施(予定)時期： )		
(説明)	<p>保険会社の代理として保険料の徴収を認めることについては、保険仲立人（ブローカー）は、代理店とは異なり、保険会社から独立した立場で顧客のために保険契約締結の媒介を行うことが求められており、当該業務を認めることは困難である。</p> <p>また、保険会社を経由せずにブローカーが直接金融庁に特別あつらえの保険商品を届けることを認めることについては、実際に保険リスクを引き受けるのは保険会社であること、保険事故が発生した場合の損害調査なども保険会社が行うこと等を考慮する必要がある、これらの業務を行わないブローカーに、保険商品の開発を認めることが適当であるとは考えられない。</p>		
担当局課室名	総務企画局 信用課 保険企画室		